

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第8条の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年9月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 利用状況

情報公開制度の利用者数は4,643人で、実施機関別には表1のとおりである。

表1 実施機関別利用状況 (単位：人)

実施機関	利用者数	内 訳						
		利用形態				利用目的		
		来訪	郵送	電子申請	電話	公文書の開示請求	情報提供	その他(相談・案内等)
知事	3,194	1,161	225	1,232	576	1,805	535	854
教育委員会	156	65	16	61	14	156	0	0
公安委員会	12	1	4	6	1	11	0	1
選挙管理委員会	75	33	20	7	15	75	0	0
監査委員	11	0	0	0	11	11	0	0
人事委員会	19	3	0	16	0	19	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	16	1	0	15	0	16	0	0
病院事業管理者	7	0	0	7	0	7	0	0
警察本部長	1,149	684	80	44	341	148	555	446
北海道公立大学法人札幌医科大学	3	0	1	0	2	3	0	0
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	1	0	1	0	0	1	0	0
合計	4,643	1,948	347	1,388	960	2,252	1,090	1,301

2 公文書の開示請求の状況

(1) 公文書の開示請求者数及び対象公文書数

開示請求者は2,252人、対象公文書数は14,253件であり、開示決定等の内容別は表2のとおりである。

表2 公文書の開示請求者数及び対象公文書数 (単位：人、件)

請求人数	請求者の内訳		対象公文書数	請求に対する開示決定等の内容					取下げ	事案の移送
	個人	法人その他の団体		開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	不存在		

(2) 実施機関別公文書の開示の状況

公文書の開示請求に係る対象公文書数及び開示決定等の内容を実施機関別（知事は所管部（局）別）にみると、表3のとおりである。

表3 実施機関別公文書の開示決定等の状況

（単位：件）

実施機関	開示決定等の内容					取下げ	事案の移送	対象公文書数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	不存在					
知事	6,188	5,423	45	2	760	404	0	12,822	89.96%	2,257
総務部	436	677	31	0	337	81	0	1,562	10.96%	728
総合政策部	8	42	1	0	56	27	0	134	0.94%	44
環境生活部	37	115	0	0	27	42	0	221	1.56%	43
保健福祉部	300	2,849	12	1	249	53	0	3,464	24.30%	△ 465
経済部	69	138	0	0	38	57	0	302	2.12%	148
農政部	193	39	0	0	19	7	0	258	1.81%	△ 138
水産林務部	1,125	48	0	0	6	10	0	1,189	8.34%	763
建設部	4,020	1,515	1	1	28	123	0	5,688	39.90%	1,131
出納局	0	0	0	0	0	4	0	4	0.03%	3
教育委員会	72	410	19	0	39	29	0	569	3.99%	△ 179
公安委員会	0	2	1	0	2	6	0	11	0.08%	2
選挙管理委員会	89	411	0	0	2	4	0	506	3.55%	△ 632
監査委員	0	0	0	0	0	44	0	44	0.31%	18
人事委員会	24	10	0	0	8	38	0	80	0.56%	45
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	30	0	0	0	1	0	0	31	0.22%	7
病院事業管理者	0	14	0	0	3	0	0	17	0.12%	△ 17
警察本部長	5	121	6	0	22	12	0	166	1.16%	46
北海道公立大学法人札幌医科大学	1	2	0	0	0	0	0	3	0.02%	3
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	4	0	0	0	0	0	4	0.03%	△ 3
合計	6,409	6,397	71	2	837	537	0	14,253	100.00%	1,547

(注) 1 存否応答拒否とは、公文書の存否を明らかにしない決定を示す。

2 知事の所管部（局）別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含む。

(3) 請求に係る公文書の内容

開示請求のあった主な公文書は、表4のとおりである。

表4 請求内容別公文書上位5位

（単位：件）

	請求内容	件数	全体に占める割合
1	法人等の計算書類	3,537	24.82%
2	建設業者の決算書類等	2,409	16.90%
3	宅建免許業者の免許申請書等	1,708	11.98%
4	工事実施設計書等	1,221	8.57%
5	遊漁船業者登録情報等	897	6.29%
	合計	9,772	68.56%

(4) 個人・法人等の開示請求者数等の内容

開示請求者数及び対象公文書数を、個人、法人等別にみると、表5のとおりである。

表5 個人・法人等別の開示請求者数及び対象公文書数 (単位：人、件)

個人・法人等の別	人数	件数
道内に住所を有する個人	672	1,408
道外に住所を有する個人	207	613
道内に事務所等を有する法人・その他の団体	1,038	10,425
道外に事務所等を有する法人・その他の団体	335	1,807
合計	2,252	14,253

3 情報提供の状況

(1) 刊行物等による情報提供の状況

刊行物等により情報提供を行った件数を情報分類別にみると、表6のとおりである。

表6 刊行物等による情報提供の状況 (単位：件)

分類	情報の内容	件数	割合
1	総記	41	0.56%
2	行政一般	77	1.06%
3	総合政策	27	0.37%
4	資源・エネルギー	25	0.34%
5	防災・安全	28	0.38%
6	自然環境・公害	39	0.53%
7	健康・医療	30	0.41%
8	福祉	26	0.36%
9	労働	17	0.23%
10	教育	6,726	92.26%
11	文化	107	1.47%
12	居住環境	13	0.18%
13	交通運輸	15	0.21%
14	商工観光	36	0.49%
15	農業	39	0.54%
16	林業	18	0.25%
17	水産業	26	0.36%
	合計	7,290	100.00%

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するもの。

2 「総合政策」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するもの。

3 割合については、小数点第3位を四捨五入している。

(2) 有償刊行物の頒布の状況

有償刊行物の頒布状況は、道の刊行物25種類125冊を有償刊行物として指定し、頒布部数は112部、頒布収入は22万3,790円となっている。

(3) 出資法人等情報公開の申出

出資法人等に対する情報公開の申出はなかった。

(4) 指定管理者情報公開の申出

指定管理者に対する情報公開の申出は1件で、決定前に取下げとなった。

4 審査請求の状況

(1) 審査請求の状況

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく公文書の一部開示又は不開示等の決定及び公文書の不存在通知等に対する審査請求の状況は、表7及び表8のとおりである。

表7 審査請求の処理状況 (単位：人、件)

審査請求 年 度	審査請求 人 数	審査請求 件 数					審査会の答申				審議中	未審議
			審査会に 諮問	審査会に 未諮問	却下	取下げ	原処分 妥当	一 部 妥 当	妥 当 でない	計		
令和6年度	11	14	8	5	0	1	0	0	0	0	0	8
令和5年度以前	13	(※1) 24	19	0	0	(※2) 1	5	5	2	12	4	2
計	24	38	27	5	0	2	5	5	2	12	4	10

※1 24件のうち、3件の事案については2件ごとに、1件の事案については3件の審査請求に係る審理手続を併合して諮問を行っている。

※2 諮問後に取下げのあったもの（諮問と取下げで1件重複する。）。

表8 審査請求に対する実施機関の裁決状況 (単位：件)

審査請求 年 度	答 申 件 数					
		認 容	一部認容 一部棄却	棄 却	未裁決	取下げ
令和6年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度以前	15	4	4	4	3	0
計	15	4	4	4	3	0

(注) 1 表7において、令和5年度以前の数値は、令和5年度末において北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から答申を受けていない令和5年度以前にされた審査請求をいう。

表8において、令和5年度以前の数値は、令和5年度末において未裁決であった令和5年度以前にされた審査請求をいう。

2 審査請求人数は、実人数である（令和6年度と令和5年度以前とで1名重複する。）。

(2) 裁決の期間の状況

令和6年度に裁決を行った12件の審査請求について、処理に要した期間の状況は次のとおりである。

ア 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表9のとおり、2年を超える期間を要したものが7件となっている。

表9 審査請求を受けてから裁決をするまでの期間 (単位：件)

	件数	1年以内	1年超2年以内	2年超
令和6年度	12	0	5	7

イ 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表10のとおり、150日を超えているものが6件となっている。

担当課では、時間を要した理由について、人事異動に伴う事務の引継ぎが円滑に行われなかったこと、所管業務が著しく多忙であったこと、弁明書の作成や口頭意見陳述を複数回行ったことなどを挙げている。また、再発防止策として、所属内における課題認識及び情報共有の徹底、進捗管理の徹底、請求人の主張をあらかじめ詳細に確認することなどとしている。

表10 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間 (単位：件)

	件数	100日以内	100日超150日以内	150日超
令和6年度	12	3	3	6

ウ 審査会に諮問してから答申を受けるまでの期間をみると、表11のとおり、1年半を超えているものが5件となっている。

審査会事務局では、時間を要した理由について、審査請求件数の増加により、未審議となっている事案が複数存在したため、諮問から初回審議までに時間がかかったこと、また、審査請求の論点が複雑であり、複数回の審議を要したことなどを挙げている。

表11 審査会に諮問してから答申を受けるまでの期間 (単位：件)

	件数	1年以内	1年超1年半以内	1年半超
令和6年度	12	1	6	5

エ 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表12のとおり、60日を超えているものが8件となっている。

担当課では、時間を要した理由について、事案の対象公文書が大量であったこと、関係部署との意見調整や検討に時間を要したことなどを挙げている。また、再発防止策として、関係職員間における情報共有や認識共有の徹底、業務分担による事務処理の効率化などとしている。

表12 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間 (単位：件)

	件数	30日以内	30日超60日以内	60日超
令和6年度	12	3	1	8